

福知山市災害ボランティア登録制度要綱

(目的)

第1 福知山市災害ボランティアネットワーク連絡会（以下「連絡会」という。）は、福知山市災害対策本部が設置される大規模な災害が発生した際などにボランティアとして活動しようとする方や団体の登録制度を整備することにより、災害時におけるボランティア活動を円滑かつ効果的に推進することを目的とします。

(登録の条件)

第2 福知山市内に在住・在勤・在学又は拠点を有している個人及び団体で、災害ボランティア活動に理解と熱意がある方又はそれらの方で構成される団体とします。

(登録等)

第3 災害ボランティアとして登録を希望する方は「災害ボランティア（個人用）登録申込書（別記様式1）」に、災害ボランティアとして登録を希望する団体・事業所・グループは「災害ボランティア（団体用）登録申込書（別記様式2）」に必要事項を記入し、福知山市災害ボランティアネットワーク連絡会代表（以下「代表」という。）に提出し、社会福祉法人 福知山市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）の災害ボランティアとして登録するものとします。

2 前項の登録申込書を提出した者を災害ボランティアとして登録し、福知山市災害ボランティア登録証を交付します。

3 登録事項に変更及び更新があったときは、登録変更・更新届（別記様式3）により、代表に届けるものとします。

(情報提供及び研修)

第4 連絡会は、登録されたボランティアに対する必要な情報提供及び研修等を実施します。

(個人情報の取り扱い)

第6 災害ボランティア登録申込書を通じて知り得た個人情報については、市社協で適正に管理し、災害ボランティア活動推進の目的以外には使用しないものとします。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は代表が定めます。

附 則

この要綱は、平成 19年 2月 1日から施行する。